

## お子様が安心安全にスマートフォンを利用するために

満18歳未満のお子様スマートフォンなどのインターネット接続機器を利用させる場合、保護者の方は次の点に十分注意願います。

①適切にインターネットを利用する  
SNSを利用して子どもたちを言葉巧みに誘い出し、事件やトラブルに巻き込まれる深刻な事案が発生しています。インターネットに関する知識や情報モラル、コミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。

②家庭のルールを作る  
長時間利用によるネットの依存症も増加しています。  
適切な生活習慣が身につけられるようにお子様と一緒に話し合い、それぞれの家庭のルールを作りましょう。「利用時間は夜9時まで」など、ルールは具体的に決めることがポイントです。

③フィルタリングなどを設定する  
「フィルタリング」は知識が十分でないお子様が不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子どもたちが事件・事故に巻き込まれないようにスマートフォンなどには必ず「フィルタリング」を設定してください。

実際に起きたトラブル事例をもとに、予防法と対策法をまとめた「インターネットトラブル事例集(2022年度版)」をホームページに掲載しています。ご活用ください。  
(検索ワード:総務省インターネットトラブル事例集)

※お問い合わせ先

総務省 北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課  
TEL:011-709-2311  
(内線:4704)

## 旧優生保護法に関する一時金支給について

旧優生保護法のもとで子どもがでなくなると手術を受けた方は、一時金320万円の支給を受けることができます。

一時金の請求を希望される方は、旧優生保護法に関する相談支援センターにてご案内しますので、下記にご連絡ください。

○受付時間

8時45分～17時30分

土日祝日・年末年始を除く

○電話(通話料無料)

0120-0311711

○ファックス

011-232-4240

○郵送

〒060-8588(住所不要)

北海道保健福祉子ども子育て支援課相談室内

## ご存知ですか?道の「苦情審査委員」制度

「北海道苦情審査委員」制度とは、道の機関が行った業務に関する苦情を皆さんに代わって、苦情審査委員が公平で中立な立場から審査する制度です。

皆さん自身の利害に関する苦情であれば苦情審査委員に申し立てができます。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。個人情報保護にも十分配慮します。

窓口は道庁の道政相談センターまたは各総合振興局(振興局)総務課です。申し立て方法や申立書様式、リーフレットなどは北海道公式ホームページにも掲載しています。

※お問い合わせ先

・北海道総合政策部知事室道政相談センター  
TEL:011-204-5523  
・各総合振興局(振興局)総務課

### 【1月のゴミ回収量(一般ゴミ)】

全体 71.66 t  
(昨年度同月回収量75.67 t 約5.3%減)  
内訳 焼却処分 56.70 t リサイクル 14.10 t  
埋立処分 0.86 t



混ぜればゴミ!分ければ資源!地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

## 鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中!!

～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこれを併科に処せられます。